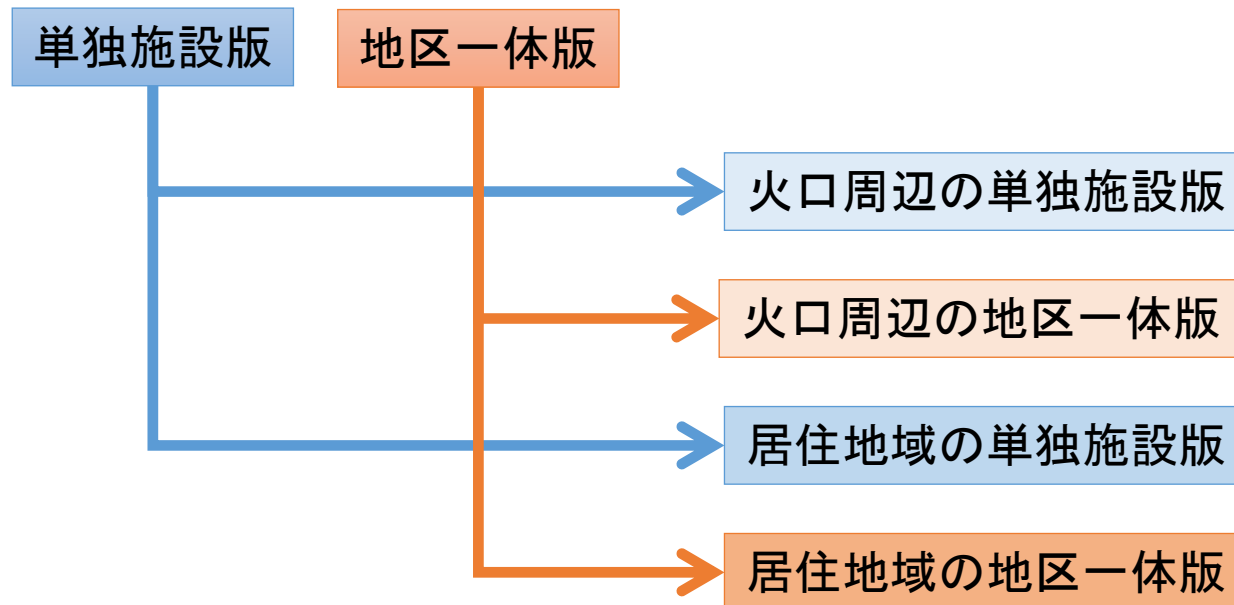


## 作成ガイド、ひな形の再構成

- 作成ガイド及びひな形は、**施設が該当する資料のみ活用できるよう**、【単独施設版】と【地区一体版】と2編構成であった。
- 資料3のとおり、火口周辺と居住地域では、想定すべき火山現象や避難方法が異なるため、【火口周辺の単独施設版】と【火口周辺の地区一体版】、【居住地域の単独施設版】と【居住地域の地区一体版】の4編構成とした。



# ポイント1 『場合分け』と防災対応の説明の充実

手引き(P34)、作成ガイド(P8)、説明用PPT(P41~44)

- 場合分けは、避難確保計画作成の前提として重要であり、**施設がその状況と防災対応への理解を深めるため、説明ページを追加するとともに、イメージ図も掲載した。**
- また、これまで解説されていなかった、**居住地域**における場合分けについては「噴火時等の具体的で実践的な避難計画の手引き」に基づき、解説した。

## 修正・追記の例(作成ガイド)

<準備編>

### 8. 計画の前提となる状況を確認

#### ✓ 計画の前提となる状況を確認しましょう。

施設がどの噴火警戒レベルの規制範囲内に位置するかにより、避難確保計画の前提となる状況が変わります。実際に計画を作る作成編のステップ6では、3つの状況を想定しています。施設の位置によって具体的な状況や対応が変わりますので、以下の手順で計画の前提となる状況を確認しましょう。

#### 【手順】

- ① 「5. 防災対応の必要なタイミングの確認」で確認した、施設がどの噴火警戒レベルの規制範囲内に位置しているかを再確認します。
- ② **噴火警戒レベル2の範囲内に施設が位置する場合は下図を、噴火警戒レベル3の範囲内に施設が位置する場合は次ページの図を見て、具体的な状況を確認しましょう。**

「計画の前提となる状況の確認」の手順を記載

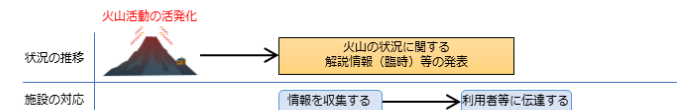
#### 留意事項

- 噴火警戒レベル4・5の範囲内に位置する施設は、作成ガイド【居住地域の単独施設版】を確認してください。
- 計画の前提となる状況は、火山の特徴や施設の種別によって異なる場合がありますので、市町村に確認しましょう。

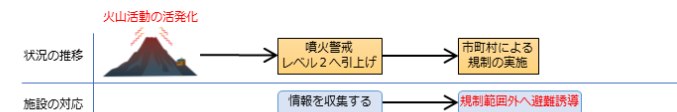
「状況と施設の対応」イメージを図化して理解を促す

#### 噴火警戒レベル2の範囲内に施設が位置する場合

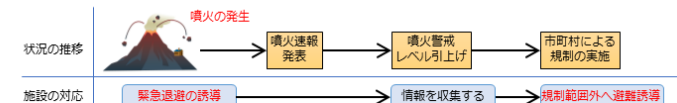
- 状況①：火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合  
(本作成ガイドp17で示す「5.1」の場合に該当します。)



- 状況②：噴火警戒レベルが「2」以上に引き上げられた場合  
(本作成ガイドp20で示す「5.2」の場合に該当します。)



- 状況③：噴火警戒レベルの引き上げ等がなく立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合(レベル1→2or3)  
(本作成ガイドp23で示す「5.3」の場合に該当します。)



## ポイント2 避難を呼びかける範囲の解説の充実

手引き(P25~28)、作成ガイド【火口周辺版】(P13)、作成ガイド【居住地域版】(P12)

- 山小屋や旅館等では、施設周辺にいる登山者・観光客等にどこまで避難等を呼びかけなければいけないのかが分かりにくいとの意見が多かった。**職員が安全を確保しながら呼びかけられる範囲**等をあらかじめ確認しておくことを解説した。

### 修正・追記の例(作成ガイド)

当施設周辺の地図を以下に示す。



図2 施設周辺の地図

記入例

※季節・時期等により施設に一時来訪者が多数訪問する場合は、可能な範囲で人数を把握して利用者等数に計上しましょう。

#### 【解説9】

- 利用者等のピーク時の人数
- ・施設内に宿泊施設等がある場合は、最大の利用者(宿泊者)数が見込まれる時期又はイベント日時を設定します。
- ・宿泊可能人数又は宿帳等の記録をもとに、表3にまとめます。

#### 【解説10】

- 利用者等や施設周辺にいる登山者・観光客等に対して、避難等を呼びかけやすいように、施設周辺の地図を作成しましょう。また、あらかじめ、拡声器や屋外スピーカー等の音声が届く範囲を確認し、従業員等が安全に呼びかけることができる範囲を確認しておきましょう。

避難等を安全に呼びかけることができる範囲をあらかじめ確認しておくことを解説

## ポイント3 『噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合の対応』の追記

手引き(P57~65)、作成ガイド【居住地域版】(P23)

- 「噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合」に、居住地域の避難促進施設が行う、**情報伝達・避難誘導**についての説明を新規に追加した。

### 修正・追記の例(作成ガイド)

<作成編(単独施設版)>

#### ステップ6 火山活動の状況に応じた対応を決めよう! ~避難誘導対応~①

##### 5.3 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合

**作成上の留意事項**

(2) 避難誘導対応 ●

①利用者等への情報伝達(緊急退避のよびかけ)

施設の担当者は身の安全を図りつつ、**放送設備・資器材(屋外スピーカー、拡声器等)**で、屋外にいる利用者等に噴火の発生を伝え、**〇〇の丘公園**への緊急退避を呼びかけるとともに、建物内にいる利用者等に対しても、**〇〇山**が噴火したことを伝え、**〇〇の丘公園**へ緊急退避するよう呼びかける。文案を下記に示す。

**記入例**

**<屋外空間への広報>**  
ただ今、〇〇山が噴火しました。ただちに、〇〇の丘公園へ避難してください。  
繰り返します……

**<建物内>**  
ただ今、〇〇山が噴火しました。  
避難場所である〇〇の丘公園へ誘導しますので、係員の指示に従ってください。  
繰り返します……

**【解説26】**

- 居住地域における避難誘導に関する基本的な対応として、噴火を認知した場合、従業員等の安全を守りつつ、利用者等を避難先(火山現象の影響範囲外)まで避難させる必要があります。一方で、緊急退避が必要な施設等では、火山現象から利用者等を守るため、緊急退避の誘導等を行い、緊急退避後、避難先(火山現象の影響範囲外)まで避難誘導を行う必要があります。なお、緊急退避が必要ない場合は、②の記載は必要ありません。
- 緊急退避が必要か否かについては、想定される火山現象等によって異なります。「施設に火山現象が到達するまでの時間が短い」、「施設から避難先(火山現象の影響範囲外)まで避難するのに時間がかかる」等の場合は、緊急退避が必要となります。施設への影響が想定されている現象を事前に確認しておきましょう。

居住地域の避難誘導の基本的な対応を留意事項に追加

居住地域における緊急退避の必要性の検討について、「火山現象の施設到達までの時間が短い」、「施設から避難先(火山現象の影響範囲外)まで避難するのに時間がかかる」場合等の解説を追加

## ポイント4 『避難誘導の手順』の再整理

ひな形【火口周辺単独施設版】(P9、12)、ひな形【地区一体版】(P12、16)

- 市町村との協議や避難車両手配のタイミング等の避難誘導の手順について、実際に施設と協議・確認し、正確かつ分かりやすく再整理した。

### 修正・追記の例(ひな形)

< 現行のひな形(単独施設版の例) >

※突発的噴火の場合の「規制範囲外への避難」

規制範囲外への避難手段は、自家用車等、各自の手段を基本とする。  
ただし、〇〇市から指示があった場合はこの限りではない。  
規制範囲外への避難の手順は以下のとおりである。

表8 規制範囲外への避難

手順	施設の取るべき対応
①緊急退避者の状況把握	緊急退避者の状況を整理、集約する。
②避難誘導	警戒を要する範囲外へ緊急退避者を避難誘導する。
③市町村との協議	必要に応じて、市町村との事前協議に基づいて車両の手配、負傷者の救助等を要請する。
④避難完了の報告	当施設全体の避難完了について、市町村へ報告する。

避難誘導を行った後に市町村へ連絡し、車両の手配を行うことになっており、一部手順になっていない

< ひな形修正案(火口周辺の単独施設版の例) >

※突発的噴火の場合の「規制範囲外への避難」

表9 規制範囲外への避難

手順	施設の取るべき対応
①利用者等の状況把握	当施設全体の避難状況を確認する。
②輸送手段の調整	避難手段のない利用者等がいる場合、〇〇市との協議により、車両の手配等を要請する。
③避難誘導	規制範囲外へ利用者等を避難誘導する。 (避難誘導中に噴火が発生し噴石や降灰があった場合は、最寄りの建物等へ緊急退避)
④残留者の確認	施設内に残留者がいないか確認する。
⑤施設関係者の避難	施設関係者についても、規制範囲外への全員避難を完了させる。
⑥避難完了の報告	当施設全体の避難完了について、〇〇市へ報告する。

実際の避難手順となるよう修正、残留者の確認や施設関係者の避難を追加

## 修正ポイント5 避難確保計画作成時の『市町村との相談』に関する説明 作成ガイド【火口周辺版】(P9) 作成ガイド【居住地域版】(P8)

- 施設から、避難確保計画作成において、火山に関する専門用語がわかりにくい、どのように計画作成を進めればよいか不安等の声があった。市町村との相談の必要性について、施設が主に活用する資料である「作成ガイド」に明記した。

## 修正ポイント6 避難確保計画の公表についての説明

手引き(P13)

- 避難確保計画作成後に公表する方法がわからないという声がある。市町村が施設に助言できるように、公表の方法の例を記載した。

## 修正ポイント7 避難確保計画の検討内容の地域防災計画や避難計画への反映

手引き(P14)

- 要配慮者利用施設等では、避難確保計画を検討する中で、地域防災計画等で定められている避難経路・避難先よりも、施設にとってより適切な避難経路・避難先が定められることがある。このような場合に、必要に応じて地域防災計画等に反映することが必要であることを記載した。